

令和2年度

芽室町人事行政の運営等の状況

令和3年7月
総務課総務係

1. 職員の任免及び職員数に関する状況(条例第2条第2号関係)

(1)採用及び退職の状況

① 職員の採用に関する状況

(単位:人)

区分	大学卒	短大卒	高校卒	計
正職員	11	9	1	21
会計年度任用職員(フルタイム)	8	16	2	26
計	19	25	3	47

※任期更新による継続雇用は除く

② 職員の退職に関する状況

(単位:人)

区分	退職					免職		計
	定年	勧奨	普通	任期満了	死亡	分限	懲戒	
正職員	12	1	12	1	0	0	0	26
会計年度任用職員(フルタイム)	0	0	0	4	0	0	0	4
計	12	1	12	5	0	0	0	30

※任期更新による継続雇用は除く

(2)年齢別構成(令和2年4月1日現在)

(単位:人)

区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
正職員	2	26	24	26	24	33	24	46	41	38	26	4	314
会計年度任用職員(フルタイム)	0	3	2	2	0	2	4	1	1	3	3	5	26
計	2	29	26	28	24	35	28	47	42	41	29	9	340

(3)部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

【正職員】

(単位:人)

区分 部 門	職 員 数		対前年増減比	令和2年度の主な増減理由
	令和元年度	令和2年度		
普通会計	議会	3	3	0
	総務	44	49	5
	税務	13	12	▲1
	農林	18	18	0
	商工	8	8	0
	土木	21	17	▲4
	民生	44	43	▲1
	衛生	10	10	0
	教育	18	21	3
	小計	179	181	2
公営企業等会計	病院	107	115	8
	水道	4	4	0
	下水道	3	3	0
	その他	11	11	0
合計	304	314	10	(定数:335)

【会計年度任用職員(フルタイム)】

(単位:人)

区分 部 門	職 員 数		対前年増減比	令和2年度の主な増減理由
	令和元年度	令和2年度		
普通会計	議会	0	0	0
	総務	0	1	1
	税務	0	0	0
	農林	0	0	0
	商工	0	0	0
	土木	0	0	0
	民生	0	11	11
	衛生	0	0	0
	教育	0	14	14
	小計	0	26	26
公営企業等会計	病院	0	0	0
	水道	0	0	0
	下水道	0	0	0
	その他	0	0	0
合計	0	26	26	

2. 人事考課の状況

(1) 人事考課の実施状況(令和2年度)

区分	実施時期
上期人事考課	令和2年10月
下期人事考課	令和3年3月

(2) 給与等への反映状況

対象職員	区分	反映内容
課長職	勤勉手当	考課結果に応じて、期末手当支給率を0.10～▲0.10の範囲内で反映
課長補佐職	勤勉手当	考課結果に応じて、期末手当支給率を0.10～▲0.10の範囲内で反映

3. 退職管理の状況

(1) 退職管理の実施状況(令和2年度)

①整備済み例規

(ア) 芽室町職員の退職管理に関する規則(平成28年7月8日規則第37号)

(イ) 芽室町職員の退職管理に係る地方公務員法第38条の2第7項に規定する届出に関する規則
(平成28年8月22日公平委規則第3号)

②再就職者による依頼等の届出状況

実績なし

4. 職員の給与の状況

(1)総括

①人件費の状況(令和2年度地方財政状況調査)

住基台帳人口 (令和2年1月1日現在)	歳出額 A 千円	実質収支	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 令和元年度人件費率 %
人 18,468	19,325,328	387,126	1,844,742	9.55	12.04

②給与の状況(令和2年度決算)

区分	職員数	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
(単位) 正職員	人 320	千円 1,304,507	千円 240,724	千円 522,202	千円 2,067,433
会計年度任用職員(フルタイム)	26	58,314	3,377	9,128	70,819
合計	346	1,362,821	244,101	531,330	2,138,252

※職員数は令和3年3月31日現在(決算時)の人数

(2)職員の平均給与額、初任給等の状況

①平均年齢、平均給与額(令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	国家公務員 正職員	43.2歳 327,564円
	会計年度任用職員(フルタイム)	45.2歳 174,061円
	町職員平均	40.1歳 288,682円
	医師・歯科医師等	52.4歳 506,994円
医師・歯科医師等	町職員	52.5歳 1,324,000円
	薬剤師・栄養士等	46.3歳 310,456円
看護師等	町職員	47.9歳 352,567円
	看護師等	47.3歳 317,928円
	町職員	42.5歳 326,325円

②職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

(単位:円)

区分	町				一般行政職
	一般行政職	医師・歯科医師等	薬剤師・栄養士等	看護師等	
大学卒	182,200	700,000	188,400	212,600	182,200
短大卒	163,100		166,400	200,700	163,100
高校卒	150,600		151,000	192,400	150,600

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

(単位:円)

区分	経験年数	10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上
一般行政職	大学卒	252,020	333,879	382,068	401,093
	短大卒	267,250	324,067	365,300	380,200
	高校卒	189,315	295,686	368,378	397,746
医師・歯科医師等	大学卒	1,180,000	1,453,333	1,800,000	0
	短大卒	267,467	358,700	392,200	0
薬剤師・栄養士等	大学卒	306,050	340,529	388,567	386,150
	短大卒	272,700	335,333	373,000	0
看護師等	大学卒	277,234	358,200	388,725	375,900
	高校卒	328,100	0	375,900	0

(3)級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

区分	0級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
主な役職 及び職務	医師	主事 技師	主事 技師	主任	係長 主査 副主幹	課長補佐 主管	課長 参事	
職員数	10人	36人	37人	63人	81人	55人	32人	314人
構成比	3.2%	11.4%	11.8%	20.1%	25.8%	17.5%	10.2%	100%

(4)職員の手当の状況(令和2年4月1日現在)

種別	支給期	算出基礎	国の制度																								
期末手当 勤勉手当	6月 12月	6月 (給料月額+扶養手当)×225.0/100 (期末 130.0/100,勤勉 95/100) 12月 (給料月額+扶養手当)×225.0/100 (期末 130.0/100,勤勉 95/100) ◎職制上の段階、職務の級による加算措置 6級→給料月額×15/100, 4・5級→給料月額×10/100, 3級→給料月額×5/100 (医療職)医師・6級→給料月額×15/100,5級→給料月額×10/100, 4・3級→給料月額×5/100	期末手当 (給料月額+扶養手当)×130.0/100 勤勉手当 給料月額×95/100 期末手当 (給料月額+扶養手当)×130.0/100 勤勉手当 給料月額×95/100 ◎職制上の段階、職務の級による加算措置 8級以上→給料月額×20/100, 7・6級→給料月額×15/100, 5・4級→給料月額×10/100, 3級→給料月額×5/100																								
寒冷地手当	11~3月	地域の区分→1級地 ・世帯主(扶養親族有り) → 26,380円×5か月= 131,900円 ・世帯主(扶養親族無) → 14,580円×5か月= 72,900円 ・その他の世帯 → 10,340円×5か月= 51,700円	同 左																								
時間外休日勤務手当	毎月	1人当たり予算額→給料年額×6% (一般会計) 1時間当たり算定基礎 ((給料月額+特勤手当+住居手当(持家のみ)+寒冷地手当)×12月)÷(38.75時間×52週-155時間) ×125/100(平日)、150/100(平日深夜)、135/100(休日)、160/100(休日深夜) 振替取得 ((給料月額+特勤手当+住居手当(持家のみ)+寒冷地手当)×12月)÷(38.75時間×52週-155時間)×35/100 ※月あたりの超過勤務時間数が60時間を超過する場合は、超過分の加算率を150/100とする。	1時間当たり算定基礎 ((給料月額+調整手当)×12月÷(38.75時間×52週)) ×125/100、150/100、135/100、160/100 ((給料月額+調整手当)×12月÷(38.75時間×52週))×25/100 ※月あたりの超過勤務時間数が60時間を超過する場合は、超過分の加算率を150/100とする。																								
扶養手当	毎月	・配偶者 → 6,500円 ・子1人につき → 10,000円 ・父母等1人につき → 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同 左																								
管理職手当	毎月	・行政職給料表 課長職→51,900円 補佐職→31,700円 ・医療職給料表(1) 医師→給料月額×20/100 (医員→給料月額×12/100) ・医療職給料表(2) 課長職→51,900円 補佐職→31,400円 ・医療職給料表(3) 課長職→58,500円又は54,200円 補佐職→31,600円	(俸給の特別調整額) 俸給表別、職務の級別、俸給の特区別調整額の区分別に定められた額を支給																								
当直手当	毎月	病院医師 病院助産師 病院その他 その他 ・宿、日直手当 1回 30,000円 10,500円 8,400円 6,300円 ・土曜日直手当 1回 15,000円 5,250円 4,200円 3,150円	医師 その他 ・宿、日直手当 1回 4,400円 21,000円 4,400円																								
住居手当	毎月	・持家 月額 13,000円 ・貸家 ①家賃 17,000円以下の場合 家賃-6,000円=支給額 ②家賃 17,000円を超える場合 (家賃-17,000円)÷2(16,000円限度)+11,000円=支給額(27,000円限度)	・貸家 ①家賃 27,000円以下の場合 家賃-16,000円=支給額 ②家賃 27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)÷2+11,000円 =支給額(28,000円限度)																								
通勤手当	毎月	①交通機関等利用の場合 ・運賃相当額の支給限度額 55,000円 ②交通用具使用の場合 ・片道 2km以上15km未満の原動機付交通用具使用者 7,100円 ・片道 15km以上20km未満の原動機付交通用具使用者 10,000円 ・片道 20km以上25km未満の原動機付交通用具使用者 12,900円 ・片道 25km以上30km未満の原動機付交通用具使用者 15,800円 ・片道 30km以上の原動機付交通用具使用者 18,700円	①同 左 ②交通用具使用者 ・片道 5km未満 2,000円 ・片道 5km以上10km未満 4,200円 ・片道 10km以上15km未満 7,100円 ・片道 15km以上20km未満 10,000円 ・片道 20km以上25km未満 12,900円 ・片道 25km以上30km未満 15,800円 ・片道 30km以上35km未満 18,700円 ・片道 35km以上40km未満 21,600円 ・片道 40km以上45km未満 24,400円 ・片道 45km以上50km未満 26,200円 ・片道 50km以上55km未満 28,000円 ・片道 55km以上60km未満 29,800円 ・片道 60km以上 31,600円																								
児童手当	6月 10月 2月	満15歳年度末までの児童 月額 10,000円 3歳未満及び小学生以下の第3子 月額 15,000円	同 左																								
単身赴任手当	毎月	・基礎額(交通距離が60km以上の単身赴任者) 定額 30,000円 ・加算額 職員の住宅から配偶者の住宅までの距離が100km以上の場合 <table border="1"><tr><td>距離区分</td><td>100~300km</td><td>300~500km</td><td>500~700km</td><td>700~900km</td><td>900~1100km</td></tr><tr><td>支給額</td><td>8,000円</td><td>16,000円</td><td>24,000円</td><td>32,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>距離区分</td><td>1100~1300km</td><td>1300~1500km</td><td>1500~2000km</td><td>2000~2500km</td><td>2500km以上</td></tr><tr><td>支給額</td><td>46,000円</td><td>52,000円</td><td>58,000円</td><td>64,000円</td><td>70,000円</td></tr></table> ※ 基礎額及び加算額については、平成30年4月まで段階的に経過措置あり。	距離区分	100~300km	300~500km	500~700km	700~900km	900~1100km	支給額	8,000円	16,000円	24,000円	32,000円	40,000円	距離区分	1100~1300km	1300~1500km	1500~2000km	2000~2500km	2500km以上	支給額	46,000円	52,000円	58,000円	64,000円	70,000円	同 左
距離区分	100~300km	300~500km	500~700km	700~900km	900~1100km																						
支給額	8,000円	16,000円	24,000円	32,000円	40,000円																						
距離区分	1100~1300km	1300~1500km	1500~2000km	2000~2500km	2500km以上																						
支給額	46,000円	52,000円	58,000円	64,000円	70,000円																						
地域手当	毎月	※道派遣職員が対象 (参考) 札幌市(4級地) (給料月額+扶養手当)×3/100																									
特殊勤務手当	毎月	①伝染病防疫業務 日額 500円 ②放射線業務 月額 5,000円 ③夜間看護業務 ・勤務時間が深夜の全部を含む場合 1回 6,800円 ・深夜における勤務時間4時間以上 1回 3,300円 ・深夜における勤務時間2時間以上4時間未満 1回 2,900円 ・深夜における勤務時間2時間未満 1回 2,000円																									

(5)特別職の給与・報酬の状況(令和2年4月1日現在)

(単位:円)

区分	給料月額	期末手当	
町長	772,000	年間4.5月分(6月2.25月 12月2.25月) 在職期間 支給率	
副町長	649,000		
教育長	583,000		
議長	306,000		
副議長	244,000		
常任委員会委員長	224,000		
議会運営委員会委員長	224,000		
議員	204,000		

5. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況

区 分	期 末 手 当
1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分(午前8時45分から午後5時30分まで)
休憩時間	1時間(午後0時から午後1時まで)

※特別な形態で勤務を要する職場は上記によらず規則で別に定めている。

(2)年次有給休暇の取得状況(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

職員1人当たり年間平均取得日数	11日3時間54分
(前年:平成31年1月1日～令和元年12月31日)	(10日6時間36分)

6. 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の件数(令和2年度)

処分事由	降任	降給	免職	休職	計
勤務実績がよくない場合	該当なし				
心身の故障の場合	0	0	0	4	4
職に必要な適確性を欠く場合	該当なし				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	該当なし				
勤務実績がよくない場合	該当なし				
合 計	0	0	0	4	4

※分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことが期待できない場合等に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分を行うことをいいます。

(1) 懲戒処分の件数(令和2年度)

処分事由	降任	降給	免職	休職	計
法令に違反した場合	該当なし				
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行があった場合	該当なし				
合 計	0	1	0	0	1

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる処分をいいます。

7. 服務の状況

(1) 義務免除の件数(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

区分	延べ件数	人数
研修を受ける場合	1件	1人
厚生に関する計画の実施に参加する場合	145件	134人
上記以外で町長が定める場合	77件	45人
合 計	223件	180人

※職員は、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならないものであり、また、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当町がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないと規定されています。ただし、町の条例において上記の3項目においては、職務に専念する義務を免除することができるとしています。

(1) 営利企業等の従事許可数(令和2年度)

区分	延べ件数	人数
営利企業等の役員等への就任	0件	0人
営利目的の私企業の経営	0件	0人
報酬を得ての事業若しくは事務従事	11件	6人
合 計	11件	6人

※職員は、営利を目的とする私企業の役員若しくは自ら営利を目的とする私企業を経営し、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならないとされています。ただし、町の規則により許可基準を定めており、一定の条件を満たした場合に限り許可することができます。

8. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修実施状況(令和2年度)

区分	対象		研修内容	実施主体等	参加人数
一般研修	新規採用職員	採用時等	ファーストステップ	総務課総務係等	16
	新規採用職員	採用1年目	セカンドステップ	総務課行政経営係	8
	新規管理監督職	昇格時	新規管理職・監督職研修	総務課行政経営係	9
	新規採用職員	採用1年目	新規採用職員結団研修	総務課行政経営係	5
	新規職員	採用1年目	新規採用職員研修	十勝町村会	5
	初級職員	採用2年目	初級職員研修	十勝町村会	6
	中級職員	採用5年目	中級職員研修	十勝町村会	10
	中堅職員	概ね35～40歳	行政法	北海道市町村職員研修センター	2
			クレーム対応	北海道市町村職員研修センター	1
			業務改善(カイゼン)手法	北海道市町村職員研修センター	2
監督職	係長職昇格時等		育成力	十勝定住自立圏広域研修	6
	管理職	管理職昇格時等	統括力	十勝定住自立圏広域研修	1
コミュニケーション能力向上	公募・指名		接遇研修	十勝定住自立圏広域研修	4
実務研修	公募・指名		文章能力向上研修	十勝定住自立圏広域研修	2
			問題解決・発想力研修	十勝定住自立圏広域研修	0
			整理力アップ研修	十勝定住自立圏広域研修	中止
			人を動かす力研修	十勝定住自立圏広域研修	0
			情報収集・分析研修	十勝定住自立圏広域研修	1
			民法研修	十勝定住自立圏広域研修	中止
			情報発信力研修	十勝定住自立圏広域研修	1
			積極的傾聴研修	十勝定住自立圏広域研修	1
			仕事の進め方研修	十勝定住自立圏広域研修	1
			承認力向上研修	十勝定住自立圏広域研修	0
			探求心養成研修	十勝定住自立圏広域研修	0
			外国派遣研修	北海道市町村振興協会	中止
その他	公募・指名		職員チャレンジ・企画提案研修	民間企業等	6
			小集団活動助成金	民間企業等	4
			市町村アカデミー研修参加	市町村アカデミー	0
派遣	研修機関研修		日本経営協会研修参加	(社)日本経営協会	6
			友好都市職員交流(揖斐川町)	総務課行政経営係	1
			令和2年度派遣者協議		2
			日野自動車株式会社への交流派遣事業		中止
			市町村アカデミー研修参加	市町村アカデミー	0
特別研修	全職員		「教育」研修	外部講師	170
			「郷土愛」研修	外部講師	156
	公募・指名		物販販売研修(派遣型)	芽室町・芽室町観光物産協会	中止
			ライラセミナー	国際ロータリー	中止
			サマースクール	北海道大学公共政策大学院	中止
			地方公務員法改正研修	(株)ぎょうせい	0
			新規採用職員研修	建設技術センター	0
	技術職員		中堅技術職員研修	建設技術センター	4
			被災宅地危険度判定士養成講習会	北海道	2
			会計検査の基本事項と指摘の傾向	建設物価調査会	0
			まちづくり研修会	(社)北海道まちづくり協議会	0
			災害復旧実務講習会	(財)全国防災協会	中止
	担当課職員等		相談支援従事者研修	民間企業等	0
			主任ケアマネ養成	民間企業等	1
			危険物取扱者保安講習会	(社)北海道危険物安全協会連合会	0
			小型船舶免許更新	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会	0
			少年補導員研修会	芽室町少年補導員会	0
			町村会事務局補助	十勝町村会	0
			計		433

9. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

①職員の安全衛生管理／令和2年度安全衛生委員会の開催状況

開催日	議題
令和2年12月10日(書面開催)	新庁舎利用基本ルールについて

②職員健康診断の実施状況(令和2年度)

区分	対象者	受診者数
総合健診(ドック)	30歳以上の職員	222人
定期健康診断	30歳未満及び総合健診対象外の職員	108人

※総合健診は、30～39歳の職員は隔年で実施し、40歳以上からは毎年受診

※総合健診を受診した者は、定期健康診断は受診しない

③共済組合・福祉協会の事業の状況

区分	内容	
共済組合	短期給付事業	組合員とその家族の病気・ケガ等に対して必要な給付を行う
	長期給付事業	組合員に対して年金又は一時金の給付に関する事業を行う
	福祉事業	健康保持増進、貯金事業、資金貸付等の事業を行う
福祉協会	福利厚生事業	健康保持増進・保険思想の普及向上等を目的に各種助成・給付を行う
	貸付事業	臨時の出費や被扶養者の入学・修学に用いる費用について貸付を行う
	生命共済事業	保険会社との契約により、死亡・障害・入院等の保障を行う
	医療給付事業	医療費の自己負担額に対し、一定の金額の給付を行う

④職員互助組織の運営状況

職員の相互扶助による福祉の増進及び職員の親睦・交流を図るために
職員互助会(土曜会)を組織しています。職員互助会は会員の会費で運営しており、
町からの補助金や助成金はありません。

(2) 公務災害・通勤災害の認定状況

令和2年度公務災害認定 3件